

平成17年5月16日

西松浦地区合併協議会 様

西松浦地区合併協議会

幹事長 江崎 幹夫

第12回～第14回幹事会における協議等の結果について(報告)

平成17年4月1日に第12回、4月28日に第13回及び5月11日に第14回幹事会を開催し、協議及び調整を行いましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 第12回幹事会

(1) 規定等の変更について

確認事項 協議書、幹事会規程及び専門部会規程の変更について協議し、職員人事異動による変更確認と合併移行期間をより専門的に行うべきとの考えから、会計部会と税務部会を追加し、14の専門部会へ変更を行うことの確認を行いました。

また、今後、事務量が多くなると予想される字名の変更やコミュニティバスの導入について、それぞれ調整班を組織し作業に取り組むこととしました。

(2) 合併移行準備期間の事務について

確認事項 新町の例規整備や電算統合などの今後の事務量について検討し、合併までの膨大な事務に対し、両町全職員をあげて早急に取り組む必要があるため、全課長会議、全職員説明会を行うことを確認しました。

2 第13回幹事会

(1) 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整内容について

確認事項 新町の組織機構については、合併移行準備期間の事務の根本となるものであり、早急な決定が必要との判断から検討を行い、一部今後の調整が必要との判断から次回に確認することとしました。

(2) 合併移行経費の負担割合等について

確認事項 先進事例をみても、電算統合等に多額の経費が必要であるため、その財源確保や両町の負担割合について検討を行い、具体的な補正予算の協議に

入ることを確認しました。

3 第14回幹事会

(1) 第11回協議会の協議内容について

確認事項 次回協議会への報告事項及び提案する事項について、内容の協議を行い確認しました。

(2) 合併移行経費の補正予算について

確認事項 電算統合経費及び字名変更経費について、両町の補正予算計上予定額の確認を行い、財源については、国、県の財政支援を優先的に活用し、残額については、均等割りとすることを確認しました。